

和泉市立中学校・義務教育学校後期課程および「いずみ希望
塾」におけるクラウド型 AI 学習ドリルサービス
提供業務

仕様書

令和 8 年 9 月

和泉市

1. 件名

和泉市立中学校・義務教育学校後期課程および「いずみ希望塾」におけるクラウド型 AI 学習ドリルサービス提供業務

2. 概要及び目的

本業務は、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程の全生徒並びに「いずみ希望塾」に参加する児童生徒に、クラウド型 AI 学習ドリル（以下「AI ドリル」という。）を提供するものである。基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、児童生徒一人ひとりの特性、学習進度及び到達度に応じた学習支援を実現し、学力向上をめざすものです。

次期 AI ドリルは、問題演習にとどまらず、学校・家庭等における学習機会を支え、学習履歴を児童生徒の自己調整、教職員による声かけ・補充指導につなげる「学習インフラ」として活用するものです。なお、活用状況及び AI ドリルの使用成果は、学力に関する結果のみでなく、学習時間、取組日数、利用状況及び学習習慣等を含む複数の指標により把握し、学校・教育委員会による継続的な取組み改善に生かすものです。

3. 契約期間

契約締結日～令和 11 年 3 月 31 日

〈履行期間〉

構築業務：契約締結日～令和 9 年 4 月上旬（予定）

利用期間：構築業務完了～令和 11 年 3 月 31 日

4. 業務の範囲

- （１）AI ドリルサービスの構築、及びシステムの利用
- （２）AI ドリルの利用に係る研修、活用設計及び運用支援
- （３）学習ログの集計・分析、報告及び指導改善への活用支援
- （４）保守、障害対応、セキュリティ対策及び個人情報保護対応
- （５）契約終了時のデータ出力、移行及び確実な消去

5. 対象

- （１）和泉市立中学校および義務教育学校後期課程の全生徒
 - （２）本市の「いずみ希望塾」に参加する全児童生徒
- （参考：令和 9 年市の見込み数 4,641 名および「いずみ希望塾」小学生募集人数 450 人）

6. 機能要件

次のような機能を実現できるサービスで、利用に係るサポートが可能であること。

(1) 基本性能及び利用環境

- ① 児童生徒が学校、家庭その他の場所から、1人1台学習者用端末又は家庭の端末を使用して、ブラウザ等により同一のサービスへアクセスできること。
- ② iPadOS、ChromeOS 及び Windows OS に対応し、Safari、Google Chrome 及び Microsoft Edge 等の主要なブラウザで安定して動作すること。対応する OS・ブラウザのバージョンを明示すること。
- ③ 児童生徒にとって使いやすいインターフェイスで出題され、回答入力ができること。
- ④ 5万問以上の幅広い問題を有すること。
- ⑤ 学校又は家庭の通信環境が一時的に不安定な場合に備え、学習の中断を抑制する仕組み、途中保存、再接続時のデータ同期等を有すること。オフライン利用が可能な場合は、その方法と制約を明示すること。

(2) 教科・学年及び教材

- ① 小学校1年生から中学校3年生までの国語、算数・数学、理科、社会、英語を基本とし、対象学年以外の学年及び教科も学習できること。
- ② 「いずみ希望塾」では、小学校1～6年生及び中学校1～3年生を対象として、国語、算数・数学、理科、社会、英語の学習ができること。
- ③ 学習指導要領に準拠し、本市が採択する教科書の単元、用語及び学習内容に対応した教材を有すること。教科書・単元との対応関係を確認できること。
- ④ 基礎的・基本的な知識・技能の定着だけでなく、知識を活用し、思考・判断・表現する力を育成する問題、発展問題、入試等を意識した問題を含むこと。
- ⑤ 問題数、問題の質、知識要素・技能等の関連付け、解説、図表、音声、動画又はアニメーション等、児童生徒が主体的に取り組みやすくなる工夫について、具体的に示すこと。
- ⑥ 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭についても学習に対応できる場合は、対象教科・学年・単元及び搭載内容を明示すること。

(3) AI による個別最適化及び学び直し

- ① 児童生徒の正誤、解答内容、解答過程、解答時間、過去の学習履歴等を分析し、学習状況に応じて次に取り組む問題を自動的に提示できること。
- ② 誤答した問題のみを繰り返すのではなく、つまずきの原因となる知識・技能又は学習要素を分析し、必要な学び直しを効率的に提示できること。
- ③ 児童生徒ごとの学習履歴、忘却等を踏まえた復習・再出題が可能であること。AI による出題の考え方、利用するデータ及び教員が確認できる情報を明示すること。
- ④ 児童生徒が自ら問題を選択する学習、教員が配信する課題、AI が提案する学習を、目的に応じて使い分けられること。
- ⑤ 各単元について、到達までの目安、学習の進捗及び次に取り組む内容を児童生徒が確認でき、学習を自己調整しやすいこと。

(4) 解答・採点・解説

- ① 選択肢、キーボード、手書き（文字・数字・数式等）その他問題の特性に応じた解答方式に対応すること。
- ② 児童生徒の解答を自動採点し、正誤、正答率、解答時間等を学習履歴として保存できること。
- ③ 解答内容に応じて、文字、数式、図、グラフ、音声等の問題特性に適した分かりやすい解説を表示できること。
- ④ 英語の音声・リスニング・スピーキング、漢字の字形・筆順、作図等、教科の学習特性に応じた機能を有する場合は、その対象学年、精度及び活用方法を明示すること。

(5) 教員支援及び課題配信

- ① 教職員が、児童生徒の学習状況を個人、学級、学年、教科、単元等の単位で容易に把握できること。
- ② 未取組、学習時間、取組日数、問題数、正答率、つまずき、学び直しの状況等を一覧又はダッシュボード等で確認できること。
- ③ 教職員が、学級・学年・教科・単元・期間等の条件を指定して学習状況を閲覧し、個別又は一斉に問題・課題を配信できること。
- ④ 配信した課題の実施状況、未完了者、正答率及び学習時間等を確認できること。

(6) 学習履歴管理、データ出力及び委員会ダッシュボード

- ① 教育委員会、学校、学年、学級、教科、個人等の権限に応じて、閲覧・編集可能な範囲を設定できること。
- ② 学校ごとの利用率、週間又は月間のアクティブユーザー、取組日数、回答問題数、学習時間、教科・学年別の利用状況等を集計できること。
- ③ 学習履歴、課題、問題、正誤、取組回数、学習時間等を、CSV、Excel その他汎用的な形式で出力できること。
- ④ 月次又は委員会が指定する頻度で、利用状況及び学習状況を報告するために必要なデータを提供できること。

(7) アカウント、名簿及び他システムとの連携

- ① 児童生徒及び教職員が、本市の Google アカウントを用いたシングルサインオンで利用できること。Microsoft アカウントその他の認証方式に対応する場合は、方法及び制約を示すこと。
- ② CSV、OneRoster その他の標準的な方法により、学校、学年、学級、児童生徒及び教職員の名簿を一括登録・更新できること。
- ③ 学習 e ポータル、校務支援システム、教育データ利活用基盤その他のシステムと連携できる場合は、連携方式、対象データ、費用及び責任分界、を明示すること。
- ④ 本市内で転校・進学する場合に、児童生徒の学習履歴を適切に引き継げること。

(8) 確認テストその他の学習評価機能

- ① AI ドリルとは別に、単元ごとの定着度を確認するテスト機能を有すること。
- ② 教科書・単元に対応した出題、複数の解答形式、自動採点、個人・学級単位の結果分析等に

対応すること。

- ③ テストの実施における通信障害、不正防止、記述式の採点及び結果の出力等について、具体的な機能と制約を明示すること。

7. セキュリティ及び個人情報保護

- (1) AI ドリルに係る個人情報及び学習履歴の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法令、本市条例を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱い、安全管理、アクセス制御、権限管理、ログ管理、バックアップ、暗号化、脆弱性対策、マルウェア対策及び障害・インシデント対応に関する規程及び体制を整備していること。
- (3) 再委託先を含む業務実施体制、データの保存場所、データの取扱い及び責任分界、を明示し、本市の承認なく個人情報を目的外利用又は第三者提供しないこと。
- (4) プライバシーマーク、ISMS (ISO/IEC 27001) その他の認証を取得している場合は、認証の範囲及び有効期限を明示すること。

8. アカウント及び費用

- (1) 受注者は、年度当初の利用人数に転入生等を考慮した予備数を加えて、児童生徒用、教職員用及び委員会用のアカウントを発行すること。
- (2) 学校、教職員及び委員会が利用する管理・分析機能を含め、業務の履行に必要なアカウント及び基本機能の利用料は、本市が別途認めた場合を除き、児童生徒用の利用料に含むこと。

9. 導入、研修及び運用支援

- (1) 契約締結後、構築、名簿登録、アカウント設定、動作確認、利用開始及び年度更新までの工程を示した導入計画書を提出し、委員会と協議すること。
- (2) 利用開始前に、教職員を対象として、基本操作、課題配信、学習ログの見方、声かけ・補充指導へのつなげ方及び学校での活用設計に関する研修を、集合、オンライン又は動画等の方法により実施すること。導入時の研修は全校を対象とし、計15回以上を基本とする。
- (3) 研修内容及び資料は、委員会と協議して作成し、研修後も教職員が参照できるマニュアル、動画、FAQ 及びサポートサイト等を提供すること。
- (4) 利用状況が低い学校又は学年等に対して、学習ログの確認、個別ヒアリング、活用場面の整理、研修、授業・朝学習・家庭学習等への導入支援及び改善後の確認を行うこと。
- (5) 学校の実践事例、活用モデル及び学習ログを指導に活用する方法を整理し、委員会及び学校へ共有すること。
- (6) 操作、障害及び運用に関する問い合わせについて、電子メール又は電話等による窓口を設置し、平日9時から17時までを基本として対応すること。重大な障害については、

時間外を含めた連絡方法及び対応体制を示すこと。

- (7) AIドリルの利用状況について、学校別・学年別・教科別等の月次報告を提出すること。
報告には、利用率、アクティブユーザー、取組日数、学習時間、回答問題数、活用場面、研修状況及び支援実施状況等を含むこと。
- (8) サービスの改良及びバージョンアップを継続的に実施し、契約期間中、安定的かつ効率的に利用できること。大幅な仕様変更、停止又はデータ形式の変更を行う場合は、事前に委員会へ説明し、必要な移行支援を行うこと。

10. その他

- (1) 本市の「いずみ希望塾」での利用を許可すること。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してその都度定めるものとする。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

11. 担当部署

和泉市教育委員会事務局 教育部 学校教育室

住 所：和泉市府中町二丁目7-5

Eメール：suishin@city.osaka-izumi.lg.jp

電話番号：0725-99-8165（直通）